

大和市立図書館条例の一部を改正する条例

第1条 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第6条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第2条 大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「別表第1」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項中「図書館」を「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、別表第2のとおりとする。

（休館日）

第8条 図書館（大和市立渋谷図書館を除く。）の休館日は、1月1日及び12月31日とする。

2 大和市立渋谷図書館の休館日は、毎月最終月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館の休館日を臨時に変更することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、大和市立渋谷図書館の休館日を臨時に変更することができる。

第9条中「指定管理者」の次に「（大和市立渋谷図書館にあつては、教育委員会）」を加える。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
大和市立図書館	大和市大和南一丁目8番1号
大和市立中央林間図書館	大和市中央林間四丁目12番1号
大和市立渋谷図書館	大和市福田2021番地2

別表第2（第7条関係）

名称	開館時間	備考
大和市立図書館	午前9時から午後9時まで。 ただし、日曜日及び休日は、 午前9時から午後8時まで	3階部分の供用時間は、午前9時から午後7時まで
大和市立中央林間図書館	午前10時から午後9時まで	
大和市立渋谷図書館	午前9時から午後9時30分 まで	

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館においては、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。
- 2 この表の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、大和市立渋谷図書館の開館時間を変更することができる。

第3条 大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」を「図書館」に改める。

第8条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館の」を削り、同条第4項を削る。

第9条中「(大和市立渋谷図書館にあっては、教育委員会)」を削る。

別表第2備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成29年10月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成29年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項のうち大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例第2条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 文化創造拠点等は、文化創造拠点に次の各号に定める公の施設を加えたものをもって構成する。

(1) 大和市立図書館条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市立中央林間図書館

イ 大和市立渋谷図書館

(2) 大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市つきみ野学習センター

イ 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

ウ 大和市桜丘学習センター

エ 大和市渋谷学習センター

附則第4項のうち大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例附則に2項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 3 第9条から第18条までの規定は、第2条第2項（第1号ア及び第2号イを除く。）に掲げる施設については平成31年3月31日まで、同項第1号アに掲げる施設については平成30年3月31日まで、同項第2号イに掲げる施設については同年7月31日までの間は適用しない。
- 4 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、第2条第2項に掲げる施設について、最初に指定管理者の指定の手續等を行うときは、その施設ごとにこれを行うことができる。